

肉用牛肥育経営安定交付金制度（交付金牛マルキン）の
交付金単価について【令和3年10月・11月・12月分】

令和4年2月14日

関係各位

益社団法人 香川県畜産協会

令和3年10月・11月・12月分に販売された交付対象牛に適用する交付金単価（確定値）
について、下記のとおり公表します。

なお、令和3年10月・11月分に販売された交付対象牛に適用する精算払の額について
は、下記により、算出された交付金の額と概算払の額との差額になります。

記

1. 肉用牛1頭当りの交付金単価確定値（令和3年10・11・12月期） 単価：円

区分	販売月	肉専用種※3	交雑種	乳用種
香 川 県	令和3年 10月確定値 (概算払)	— (—)	17,713.8 (13,215.0)	22,146.3 (17,778.0)
	11月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	33,033.6 (30,296.1)
	12月確定値	—	—	40,420.8

※1 交付金単価について、肉専用種は地域単価（枝肉価格：四国ブロック）、交雑種・乳用種は全
国単価を適用

※2 令和3年10・11月に販売された交付対象牛に適用する精算払の額については、上記により算
出された交付金の額と概算払の額との差額になります。

※3 肉専用種について、生産者積立金が払底したため、令和2年3月までに負担金を納付済みの
牛も含めて国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付となるため、表示も国費分（交付金
単価の4分の3相当額）とする。

※4 交雑種・乳用種の納付猶予牛については、国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付と
する。